

半田市母子・父子自立支援員設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(以下「母子・父子家庭等」という。)の自立を促進し、総合的な母子・父子家庭等対策を推進するためにこども未来部こども育成課及び福祉事務所こども育成課に母子・父子自立支援員(以下「支援員」という。)を置く。

(業務)

第2条 支援員の従事する業務の内容は、次に掲げる事項についての相談、指導及び支援とする。

- (1) 母子・父子家庭等の就労に関する事項
- (2) 母子・父子家庭等の生活に関する事項
- (3) 母子・父子家庭等の子育てに関する事項
- (4) その他母子・父子家庭等が自立するために必要な事項

(任用)

第3条 支援員は、前条の業務を行うに必要な熱意及び識見を持つ者のうち、次の各号のいずれにも該当する者の中から選考し、市長が任命する。

- (1) 高等学校卒業以上の学歴を有する者又はこれと同程度の能力を有すると認められる者
- (2) 相談業務、カウンセリング等に従事したことがある者又は社会福祉施設等で勤務した経験がある者

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。